

## 市第7号議案

横浜市介護保険条例及び横浜市営住宅条例の一部改正

横浜市介護保険条例及び横浜市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年5月16日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市介護保険条例及び横浜市営住宅条例の一部を改正する条例

（横浜市介護保険条例の一部改正）

第1条 横浜市介護保険条例（平成12年3月横浜市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号イ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「附則第4条第1項」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項」を加える。

（横浜市営住宅条例の一部改正）

第2条 横浜市営住宅条例（平成9年2月横浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第7号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の

円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「附則第4条第1項」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

#### 提 案 理 由

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市介護保険条例及び横浜市営住宅条例の一部を改正する必要があるため提案する。

## 参 考

## 横浜市介護保険条例（抜粋）

上段	改正案
下段	現行

（保険料率）

第4条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

（第1号から第4号まで省略）

(5) 次のいずれかに該当する者 66,000 円

（ア省略）

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第

2項に規定する要保護者又は 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項

に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）に

よる改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援

給付を含む。以下「支援給付」という。）を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護又は支援給付をいう

市第7号

。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(①に係る部分を除く。)、次号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)(第6号から第11号まで省略)

横浜市営住宅条例(抜粋)

(

上段	改正案
下段	現行

)

(入居者の資格)

第7条(第1項省略)

2 前項第1号及び第3号から第5号までに規定する条件を具備する次に掲げる者(心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者(以下「单身生活困難者」という。))を除く。)は、同項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合であっても、規則で定める規模の市営住宅に入居することができる。

(第1号から第6号まで省略)

- (7) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項の支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び

永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項の支援給付  
を含む。) を受けている者

(第8号、第9号及び第3項から第5項まで省略)